

西条市農業委員会 令和7年度 第4回総会 議事録

1. 日 時 令和7年7月7日（月） 午後2時00分から午後3時14分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 24名 欠席者 0名 出席率 100.0%
推進委員 出席者 28名 欠席者 2名 出席率 93.3%

○農業委員出席者氏名

会 長 8番 加藤 茂

会長代理 23番 真鍋 美鈴

委 員 1番	越智 一志	10番	篠森 均	18番	山内ふさえ
2番	明比 典正	11番	真鍋 覚	19番	徳永 耕治
3番	徳増 靖記	12番	武方 謙一	20番	宇佐美好正
4番	一色 達夫	13番	鈴木 伸二	21番	余吾 秀利
5番	白木あゆみ	14番	武田 弘文	22番	岡田 貴洋
6番	藤田 孝明	15番	武田 喜義	24番	宇野 嘉秀
7番	近藤 明弘	16番	曾我部英樹		
9番	長谷川孝師	17番	武田 安博		

○推進委員出席者氏名

委 員 1番	寺田 昌直	11番	近藤 仁志	22番	佐山 林壱
2番	一色 信之	12番	眞田 克彦	23番	黒河 祐二
3番	加藤 武司	13番	平木 克彦	24番	渡部 靖
4番	高橋 滝雄	14番	中川 英隆	26番	佐伯 静雄
5番	伊藤 龍二	15番	武田 義臣	27番	玉井 隆志
6番	伊藤 正夫	16番	山田 好一	28番	桑原 俊樹
7番	日野 哲也	17番	垂水 久明	29番	小倉 謙治
8番	宮武 恭宏	18番	楠窪 和彦	30番	日野 貴文
9番	岡本 省三	20番	高木 秀昭		
10番	安藤 英利	21番	高橋 寿夫		

○欠席者氏名

19番 菅 辰郎 25番 佐伯 保親

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について

議案第6号 地域計画変更に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局及びその他の職員

○農業委員会事務局

事務局 長 渡邊賢一郎 西部分室長 近藤公一

事務局次長 高橋徹也 事務局担当次長 橋田勇作

事務局副主査 遠藤竜彦

○農水振興課

主 任 戸田隼矢

7. 議事内容

事務局	定刻が参りましたので、ただ今から令和7年度 第4回総会を開催いたします。 皆さま、ご起立をお願いいたします。一同「礼」。ご着席ください。 はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	【会長挨拶】
事務局	ありがとうございました。 それでは議事に入らせていただきます。議事の進行は、農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっております。加藤会長、よろしくお願いいたします。
	【会長、議長席に着く】
議 長	それでは会則に従いまして議長を務めさせていただきます。これより先は着座にて進行しますので、よろしくご審議をお願いいたします。 ただ今より令和7年度 第4回西条市農業委員会総会を開会いたします。
	【議事録署名人及び書記の指名】

議長 まず、議事録署名人の指名を私の方からさせていただきます。白木あゆみ委員、藤田孝明委員の両委員にお願いをいたします。

本日の欠席届が農地利用最適化推進委員、19番 菅辰郎委員、25番 佐伯保親委員より出ておりますのでご報告いたします。

ただ今の出席農業委員数は、24名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告いたします。

書記につきましては、事務局の橋田、遠藤の両君にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

農地法第3条関係

議長 まず農地法第3条関係、議案書につきましては3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

まず、審議内容について事務局から説明をいたします。

事務局 事務局の高橋です。よろしくお願いいたします。

議案内容についてご説明する前にお詫びがございます。

お手元にお配りしておりますこちらの資料ですが、議案書の6ページになります。67号の下線を付した箇所に誤りがありましたので、差替えをさせていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは失礼して、着座にてご説明させていただきます。

議案書4ページをご覧ください。

56号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

57号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

58号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

59号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から賃借権の設定を受けようとする申請でございます。

60号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、亡 〇〇 氏の相続財産清算人に選任された司法書士の 〇〇 氏により所有権の移転を受けようとする申請でございます。

61号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から贈与を受けようとする申請でございます。

議案書 5 ページをご覧ください。

6 2 号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

6 3 号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

6 4 号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

〇〇氏であります、〇〇氏個人では農業経営を行っておりませんが、株式会社 〇〇 の代表取締役を務めており、同法人の行う農業に年間 1 5 0 日以上従事し、農業に関する知識は十分有しております。このたび譲渡人より申入れがあったことから農地を取得しようとするものでございます。

議案書 6 ページをご覧ください。

6 5 号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

6 6 号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

6 7 号は、〇〇の 〇〇 、〇〇 夫妻が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

6 8 号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

6 9 号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書 7 ページをご覧ください。

7 0 号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

7 1 号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

7 2 号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請であります、地域との水利調整が整わなかったことから、急遽申請者より取下げの申出がございました。

7 3 号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書 8 ページをご覧ください。

7 4 号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

7 5 号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から贈与を受けようとする申請でございます。

以上19件、ご審議よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただ今事務局より説明がありました案件の中で、58号、61号、63号、65号、66号、67号及び74号は新規就農であり、74号の新規就農者については面接を行っていただいておりますので、地区委員から報告をしていただきたいと思います。

それでは74号について、余吾秀利委員さんの方からご報告をお願いいたします。

余吾秀利委員

失礼します。農業委員の余吾でございます。

今回の新規就農希望者につきまして、6月25日に丹原サービスセンターにおいて面接を行いました。当案件の申請人は、〇〇の 〇〇氏、〇〇歳であります。申請人は、空家バンクにて、〇〇の農地付き住宅を購入する運びとなり、その農地部分〇〇平米の申請であります。主に無農薬での麦をメインに、そば、野菜等を耕作したいとの事であります。また、〇〇に住む親戚からのアドバイスで、アーモンドやクルミも検討しているとの事であります。7月には〇〇へ引っ越し予定であり、同居の妻も耕作を手伝うとの事であります。こちらからは、無農薬にて耕作する際の農地管理について説明やアドバイスを行い、面接を終了しました。最後に、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

余吾秀利委員さんをはじめ面接に携わっていただきました委員のみなさん、大変お忙しい中、お世話になりました。

次に、58号、61号、63号、65号、66号及び67号につきましては、自家消費用の作物の栽培を目的としたものであり、面接は行っておりませんので、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

失礼します。

58号の譲受人である 〇〇 氏ですが、譲渡人の伯母にあたります。約50年の農業経験があり、以前から自宅近くにある当該申請地を所有し耕作したかったとのことであり、農業をしていない譲渡人から当該申請地を譲ってもらえることとなり、今回の申請となっております。主に白菜、ニンジン、ナス、ほうれん草などを耕作する予定であり、長男、次男、長男の妻の4人で耕作するとのことであります。

61号の譲受人である 〇〇 氏であります。自宅前にある当該申請地を父である譲渡人から譲ってもらえることとなり、今回の申請

となっております。主にナス、大葉、ゴーヤ、シシトウなどを耕作する予定であります。共に農業を行う子供が〇〇高校〇〇科にて農業を学んでいたとのことであります。

63号の譲受人である 〇〇 氏であります、〇〇の農地付き住宅を購入する運びとなり、その農地部分〇〇平米の申請であります。キュウリ、トマトを耕作する予定であり、同居予定の母がメインで耕作を行い、譲受人がサポートする形になるとのことであります。

65号の譲受人である 〇〇 氏につきましては、以前に7、8年ほど家庭菜園をしていた経験があるとのことであります。自宅前の当該申請地の処分を考えていた譲渡人から農地購入の話があり、今回の申請となっております。主に、季節野菜、シキビの耕作を行うとのことであります。

66号の譲受人である 〇〇 氏ですが、以前に自宅建築の際に造成を行った時に造成部分の一部が隣地にはみ出しており、それが現在〇〇で行っている基盤整備事業にて発覚したとのことであります。そのはみ出している部分〇〇平米にて、自家消費用の野菜の耕作を行おうと思い、今回の申請となったとのことであり、30年ほど家庭菜園を行っていた経験があるとのことであります。

67号の譲受人である 〇〇 、〇〇夫妻であります、〇〇にて約〇〇平米の農地を購入し、そのうち、〇〇平米については5条転用にて住宅を建築し、残りの〇〇平米については自家消費用の野菜を耕作するため、今回の申請となっております。主にキャベツや白菜などの野菜を耕作する予定であるとのことであります。妻の望氏は、実家が大洲市で農業を行っており、実家の手伝いを10年ほどしていた経験があるとのことであります。

これら6件については、規模拡大の予定はないとのことであります。また、農地は農地として管理するよう確約させその旨の誓約書の提出も受けております。

以上になります。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました72号を除く19件について、56号より順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

地区委員 56号 問題ありません。

57号 問題ありません。

58号 問題ありません。

59号、60号 問題ありません。

61号、62号 問題ありません。

63号 問題ありません。
64号 問題ありません。
65号 問題ありません。
66号、67号 問題ありません。
68号 問題ありません。
69号、70号 問題ありません。
71号 問題ありません。
73号 問題ありません。
74号 問題ありません。
75号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
地元の委員さんの方からも問題ないということでありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上19件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

議長 次に、農地法第4条関係、議案書につきましては9ページ、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。
まず、議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 議案書10ページをご覧ください。
7号は、〇〇の 〇〇氏が、自宅敷地への進入通路拡幅のため、転用しようとする申請でございます。
本件は是正案件であり、申請地及び周辺の宅地は、元々は1筆の農地でありましたが、宅地への転用のため順次分筆され、昭和60年に造成工事が行われた際、申請地は農地への進入路部分であったため、転用許可が必要であると気付かず本件一体利用地とともに整地されてしまいました。
このたび、申請人が専門家に調査を依頼したところ、申請地が違反転用であることが判明いたしました。このことを知った申請人は深く反省し、「以後このようなことがないように注意し、農地法の手続き

を遵守いたします」との始末書が提出されております。

以上1件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

ただ今事務局から説明がございました1件ではありますが、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 7号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題ないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農地法第5条関係

議 長 つづきまして、議案書11ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず、議案内容について事務局から説明をいたします。

事務局

議案書12ページをご覧ください。

33号は、〇〇の有限会社 〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、資材倉庫を建築しようとする申請でございます。

34号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

35号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

36号及び37号は、〇〇の株式会社 〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を設置しようとする申請でございます。

議案書13ページをご覧ください。

38号は、〇〇の株式会社 〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から所有

権移転を受け、金属加工工場を建築しようとする申請でございます。

39号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、農業用倉庫の敷地を拡張しようとする申請でございます。

40号は、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

41号は、〇〇の株式会社 〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を設置しようとする申請でございます。

42号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け自己住宅を建築しようとする申請でございます。

議案書14ページをご覧ください。

43号は、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

44号は、〇〇の株式会社 〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、分譲地3区画を造成しようとする申請でございます。

以上12件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局から説明がありました12件についてご審議をお願いしたいと思いますが、まず33号より順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

地区委員 33号、34号 問題ありません。
35号 問題ありません。

越智一志委員 36、37号は、土地自体は〇〇なのですが、(周辺の)所有者等が〇〇なので私の方から意見を述べさせていただきます。

議 長 はい。

越智一志委員 この土地(申請地)につきましては、前回(の総会終了後)に太陽光発電に関する事で意見を述べさせてもらったんですけど、以前〇〇の方で似たような案件があったということで、いくら農業委員が反対してもしょうがないんだと私は解釈して非常に農業委員の無力さを感じたところなんですけれど、この前言いましたとおり地元説明会も不十分ですね、10名ほど関係者がいるのに3名くらいの出席で簡単に説明があったというふうに聞いております。この地域は昔井戸を設置しまして1回だけではなくて2回も掘削をして1,000万円以上の公費も入っています。これがどうしても通る(許可相当)と

いうことであれば、意見をいくら言ってもしょうがないのかなあと思うんですけど、そのこととは別にですね、前回もあって今回もあるように農業委員会の事務局としては書類に不備がなければ通さざるを得ない（許可相当）というのであればですね、こういう案件は水際で止めるしかないので太陽光の設置に関する規制の関係部局で太陽光設置に関する規制条例等の制定の要請をしてもらいたいと思っております。それで一番思うのはですね、この地域が西条市の洪水ハザードマップの地域にも含まれているんですね。そういうことをもう少し農業委員会事務局として強力な行政指導ができなかったのかなあと思うんですけど、それもいくらしても業者が実施するということであればしょうがないんでしょうけど、今回の件でももう少し規制ができないのかなあと思いました。

以上です。

議長

ありがとうございます。

つづいて、３８号から地元委員さん、お願いします。

地区委員

３８号、３９号 問題ありません。

４０号 問題ありません。

４１号 問題ありません。

４２号 問題ありません。

４３号 問題ありません。

４４号 問題ありません。

議長

ありがとうございました。

３６号、３７号を除いた案件につきましては地元委員さんからは問題ないとのことであります。先ほど越智委員さんから意見のありました３６号、３７号について、７月１日に我々幹事は現場を見させてもらいました。そこで事務局の説明を聞いたんですけど、その時の説明を事務局からしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局

失礼いたします。

ただ今会長より詳細の説明についてご指示がありましたので、ご説明させていただきます。内容が少々長くなりますので、着座にて説明させていただきます。

議案番号第３６号、３７号、株式会社 ○○ により○○の申請地にて太陽光発電施設の設置に関する案件でございます。事業内容については、近傍の○○の電線に接続し、非ＦＩＴ方式という固定買取制度を用いない売電事業を行う計画であるとのことであります。

農地転用における許可基準として、大きく分けて立地基準、一般基

準の二つに分類され、立地基準においては、本件申請地は第2種農地となります。

第1種農地に分類される10ヘクタールを超える集団農地やほ場整備など特定土地改良事業の対象地には当たらず、第3種農地相当であります用途地域や公共施設から300メートル以内に位置する場所でもないため、いずれの位置基準にも該当しない第2種農地であります。第2種農地の許可基準といたしましては、代替性がないことが条件となりますが、周辺の農地や宅地、雑種地など検討しているとのことであるため、許可基準相当であると考えております。

一方、一般基準においては「農地を転用して申請に係る用途に供することが确实と認められない場合」は許可できないとありますが、各項目ごとに愛媛県の事務マニュアル、農水省の運用等に判定基準が記されており、事務処理において判断する拠り所としております。実務上の取扱いも踏まえ、具体的には次のとおりでございます。

一般基準につきましては、次のいずれかに該当するときは、許可をすることができないということで、これから挙げるものに関しましては許可することができないと示されております。

まず一つ目の基準といたしましては、「転用行為を行うのに必要な資力及び信用があると認められないこと」こちらは、実務上では、残高証明、融資証明など資力があることを指しております。場合によっては、信用、これは金融用語の信用のことではありますが、この言葉のままですね、事業者は信用できる、できないということで、以前の案件などで違反をしているとか、いつまでも許可後施工しないとかを援用する場合もございます。本件申請におきましては、十分な自己資金による計画であり、他の事業地の施工箇所、報告も適切にされております。

次に「申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないこと」転用行為の妨げとなる権利とは、農地法第3条第1項に掲げている権利になるんですけれども、具体的には所有権とか賃借権になるんですけれども、実務上の取扱いでは、慣行小作、利用権の賃借等の耕作の権利を有する者が解約を申し出ても応じていただけていないとか、ほかに地役権、個人抵当など登記簿乙区に表示のある権利者からの同意等を得られているかなど、妨げになるような権利を持つ方から了解を得られていない場合には、こちらに該当いたします。本件におきましては、一部利用権が設定されておまして既に解約済でございます。登記簿における差押え、仮登記や乙区欄のその他の権利関係で解除すべきものは特にございません。

次に「許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがないこと」こちらにおきましては、先ほどの信用に関することと被るところがあるんですけれども、実務上では、一般

的には、先に許可を受けた案件は、1年以内に事業が完了していることが前提となります。取り掛かっていない案件が複数あるとか、許可どおりに施工されていない、駐車場から工場に建替えてしまうとかです。ね、こういった不誠実な事案がある場合は、是正を含めて新たな許可を認める場合があるとのことでありますが、基本的にはこういった行為がある場合は許可を受けられないケースがございます。本件におきましては、市内において、全件、許可後の完了報告を終えております。

つづきまして「申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかったこと又はこれらの処分がされる見込みがないこと」を挙げております。実務上では、都市計画法の開発許可、道路、水路の工事施工承認や占有許可、その他転用許可を受けるために必要な許認可の手続きを行っていない、又は指導に従わない場合がこれに該当いたします。本件につきましては、〇〇との系統連系に対する協議、契約済でございます。その他、法令による許認可はございません。土盛り、切り下げを伴わず、草刈、転圧による整地を行うのみであり、盛土規制法、土砂条例等の手続きは適用外と考えております。

つづきまして「申請に係る事業の施行に関して義務付けられている行政庁との協議を現に行っていること」こちらに関しましては、先ほどご説明させていただいた内容と重複しますので、省かせていただきます。

つづきまして「申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがないこと」こちらにおきましては、農地の転用のみで事業を施行しますので、本件には該当いたしません。

そして「申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められないこと」これに関しましては、事務上では、小規模な住宅建築や店舗建築に対して、客観的に見て申請地の面積が確実に過大であると、土地利用計画図においても空白地が多数みられ、要は無駄な面積を要するような転用の申請がなされているというような場合が該当いたします。本件につきましては、申請地に対して、面積にして約半分ほどの設置計画であり、同様案件と比べても適当な範囲であるとと考えております。

つづきまして「申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものであること」こちらにおきましては、用途地域を除きまして土地造成のみである場合など、特定用途制限区域での宅地分譲、単に宅地造成などの許可は不可となっております。本件におきましては、造成計画は伴いませんけれども、宅地造成のみの計画とは異なり、太陽光発電施設を設置するとの明確な計

画がございますので、これには該当しないかと考えております。

そして「周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」非常に大事な項目になるんですけれども、この申請に係る農地の転用行為により、「土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合」「農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合」「その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」には許可をすることができないとなっております。こちら実務上では、転用行為により隣接する農地や農道水路等の機能を毀損する恐れがある、又はそれが明らかである場合、災害に直結するような転用行為は稀ではございますが、5月23日施行の盛土規制法により面積又は切土、盛土の高さ等で許可申請を要することとなりました。こちらにつきましては、熱海の無秩序な土盛りがあったことにより、土石流による被害が甚大だったことが起因になっております。本件におきましては、同種の事業地においてもパネル設置により土砂の流出等による災害が生じたケースは、業務上では聞き覚えがございません。また、悪臭、騒音等の公害の対象となる施設とも本件は異なりますので、こちらには該当しないものであると考えております。

そして、最後になるんですけれども「地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」こちらにおきましては、地域計画の達成のことになるんですけれども、一つ目に、基盤法第19条第7項の規定による地域計画の案の公告があってから同条第8項の規定による地域計画の公告があるまでの間において、当該地域計画の案に係る農地を転用することにより、当該地域計画に基づく農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合。二つ目に、地域計画に係る農地を農地以外のものにするにより、当該地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合が該当いたします。本件につきまして、実務上では、これまでの要件に加え、新たに地域計画策定後に適用されることになりましたが、法令上、西条市では地域計画の対象地は農用地区域内、いわゆる青地に限定されております。利用権設定同様に利用促進計画事業において貸借することとなった農用地区域外農地、白地農地の集団化が著しく阻害される場合は対応が必要になるかと思われませんが、地域計画の対象は農用地区域のみでありまして同区域は元々、太陽光発電施設の許可対象外になります。農用地区域内ということであれば太陽光発電の施設は許可の対象外になってしまいますため、本件におきましては白地ということでありまして許可の対象内ということになっております。周辺の農地利用に著しく悪影響を及ぼすと考えられる場合は、不許可や条件付許可となり得ますが、具体的、科学的に示されたのち、付される処分となるもので

あります。こちらは県の担当とも十分打合せをさせていただいて、それのみではちゃんとした理由を出していただかないと止めるのは難しいですとおっしゃってありました。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局の方から説明がございました一般基準の内容についてなんですが、県常設会議においてもこの案件は審議されるわけがありますが、この3,000平米を超える案件は近隣の会長さんが現地を確認することが以前から決まっておりますので、西条市については四国中央市の会長さん又は新居浜市の会長さんがこの現地を見に来てくれると思います。それと先月新居浜でも太陽光の案件がありまして、私も現地調査に立ち会ったんですが、新居浜の案件については一部不許可相当になった案件があります。先ほど事務局からの説明があった、許可を受けた後も遅滞なく事業を完了するという要件を満たしていない、工事に着手していない案件があったため、常設会議で不許可相当となった案件もあります。この案件（36号、37号）を不許可相当とするとしても先ほど事務局から説明があった基準をどこかの部分で満たしていないことがないと中々反対意見は出せないというところがあります。私らも幹事会の中で現地を見に行っただけで、事務局から説明があった内容からすると不備はないんだろうなあと思われま。

〇〇の太陽光のときにも自治会も反対する、土地改良区も反対するというので、農業委員会も反対といった立場をとっていたんですが、県常設会議の委員さん方も見に来られたわけですが、説明があった内容の中で不備がなければ、許可相当とするのはしょうがないということになりました。矛盾しているとは思いますが、どこかで食い止めるべき組織、条例でもあればということで、大きな案件については、行政にも入ってもらってということは市側にも話したことはあるんですけど、中々その話は進んでいないというのが現状であります。

越智一志委員 幹事の皆さん、現地を見ていただいてどうもありがとうございます。今事務局から説明があったように周辺に悪影響を及ぼす恐れがある場合は不許可ですかね、この解釈なんですが、それは完全に悪影響はあると思うんですよ。こういう業者は、最初は年に3回、4回は草を刈っておる、おそらくそれが年2回になり1回になり刈らなくなると、周りの農地に悪影響が出る。そういうおそれがあくまでもあるよということですけど。

もう一点は最初に説明しましたように地元の人は全員反対なんで

すよね。その点をもう少し農業委員会の事務局としてこの業者に議事録とまでは言わないにしても出席者の名簿であるとかを出さして、これだけの広い面積で、田んぼが一体の地域で、話は変わりますが、日本国は米の増産に舵を切ったわけですから、こういう農地は守っていかなければならないんじゃないかと特に思うわけですけど、その辺どうしょうもないこともあるんでしょうけども。それと条例の制定を、これは環境部の所管になると思うんですけど、そういう部署へ事務局だけの力じゃ無理なんであれば農業委員会の会長としてですね、要望していかないと〇〇（地区）も荒廃農地がものすごく増えておりますから、これからは太陽光が増えてくるんでしょうけど、そういう案件を農業委員会の事務局で一生懸命議論して徒労に終わるんであればですね、水際できちんと止めるようなことを西条市自体が考えてもらわないとどうしようもないと思うんです。

以上です。

議 長 ありがとうございます。
36号、37号について、ほかにご意見はございませんか。

（意見なし）

議 長 現地を見てもらった幹事さんを代表して篠森委員さんから報告をお願いできませんでしょうか。

篠森均委員 幹事会で見させていただいて、何か不許可相当と判断できる部分はないかなということで、幹事全員で探したわけですけど、事務局からいろいろと説明をしていただいて、先ほども事務局から説明があったように、これをもって西条市農業委員会としてこの案件を不許可相当とするということの部分は見つかりませんでした。あくまで書類上適正であれば、うーんと言わなければならないのかなあというのが現場を見ての私らの感じた意見でありますし、ただ、お米を作るのならいい農地だねというのが全員の意見でした。水も世話ない、側にポンプがありますし、ここでお米を作りたいね、というのが私たちの感想です。今回の案件では不許可相当にするだけの強い部分は見当たりませんでしたので、そのことについては報告をさせていただきます。

議 長 ありがとうございました。
幹事会の見解を代表して報告してもらいましたが、最初から越智委員さんが言われていたように、行政の方には事務局を通じで何らかの形で意見を出してもらったらと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、先ほどの事務局からの説明、また地元の委員さんの方からの反対意見も出ましたが、これら１２件について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

それでは「異議なし」ということでありますので、以上１２件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

徳増靖記委員 議長、承認は承認でかまわないんですが、何か地元の方からは意見があったということを付け足すことはできないんでしょうか。

議 長 県常設審議委員会では、西条市ではこういう意見があったということを説明したいと思います。そのことについては来月の総会の中でお話できたらと思います。

徳増靖記委員 今回、県に進達する書類にこういった意見があるということを書き足して提出することはできるんですか。

議 長 事務局、お願いします。

事務局 失礼いたします。

毎回、県に進達する際には意見書を添付しております。今回につきましては、反対意見があるということを事前に県に情報提供をしているんですけど、意見書の中には、こういった、こういったご意見があって、いわゆる全会一致の形は採らせていただくにしても、委員さんからはこういう意見がありましたということを記させていただきたいと思います。

(越智一志委員挙手)

議 長 はい、越智委員さん。

越智一志委員 先ほど全会一致ということがあったんですけど、私は反対です。それは明記しておいてください。

事務局 わかりました。

議 長 越智委員さん、そういうことでかまいませんか。

越智一志委員 かまいません。

議 長 それでは、そのように進達させていただきます。

農業振興地域整備計画変更関係

議 長 次に、議案書につきましては15ページになります。議案第4号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明をいたします。

事務局 議案書16ページをご覧ください。

位置図及び地番図は17ページになります。

5号であります。申請人は養鶏業を営んでおりますが、令和3年に発生しました鳥インフルエンザにより養鶏施設は衛生管理区域となり、防疫の観点から車両の進入及び駐車が大きく制限されることとなりました。現在の施設から400メートルほど離れた箇所に従業員及び来客用として臨時的に駐車場を借りていますが、今後の契約更新の見通しが立っておりません。また、ヒナの搬入などの車両についても駐車制限される衛生管理区域内に一時駐車を余儀なくされており、鳥インフルエンザが発生した際のためにも早急に施設近傍に駐車場を整備しておく必要があり、関係車両の駐車、待機場所として使用するため、用途区分を農用地区域内の農地から農業用施設用地に変更しようとするものでございます。

6号であります。申請人である〇〇土地改良区は、申請地周辺の農道、水路等を所有、管理しております。申請地は個人名義のものでありますが、隣接する改良区所有の農道の一部として農道整備を行うことで周辺農地所有者の利便性を高めようとするものです。

今般、隣接地を養鶏施設用地として用途区分変更するにあたり、本件申請地についても土地改良施設用地へ変更しようとするものでございます。

以上2件、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明があった2件でございますが、まず、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員	5号、6号 問題ありません。
議 長	ありがとうございます。 地元の委員さんからは問題ないということではありますが、この件に関しまして、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでありますので、以上2件を原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。
<u>農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定</u>	
議 長	次に、議案書につきましては18ページ、議案第5号、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明をいたします。
事務局	それでは、議案書19ページをご覧ください。 件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、耕作に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているかなど、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしていることをご報告いたします。 詳細につきましては、議案書20ページから31ページとなっております。このたび意見照会のありました農用地利用集積等促進計画（案）のうち、権利設定の件数は、57件、面積は13万9,361平米、所有権移転の件数は、2件、面積は、5,513平米となっております。 以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 事務局より一括して説明がございましたが、この件に関しまして何かご意見、ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	ありがとうございます。 「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

地域計画変更に対する意見の決定

議長 次に、別冊の議案書1ページ、議案第6号、地域計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容について、担当課であります農水振興課より説明をいただきたいと思います。

農水振興課 農水振興課の戸田と申します。本日はよろしく願いいたします。それでは着座にて失礼いたします。

今回は、令和7年3月24日に地域計画が策定されて初めての変更となりますので、別冊の議案第6号についてご説明する前に地域計画の変更について、ご説明させていただきます。

皆さまご承知のことと存じますが、国が、令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法を改正し、従来の「人・農地プラン」を「地域計画」としました。法改正に伴い、西条市は令和7年3月に地域計画を策定いたしました。

また、農業振興地域内農用地区域、いわゆる青地については、農業振興地域の整備に関する法律以下、農振法とさせていただきますが、農振法に基づき市が農業振興地域整備計画を定めております。一般的に農振法では、青地に指定された農用地を農振除外する場合の要件として、代替地がないことなどの6つの要件がございます。その中の一つに「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと」との規定があり、これに該当するものは除外が認められておりませんので、事前に地域計画を変更しておく必要があります。地域計画の変更には、「農業委員会の意見聴取」が要件の一つになっていることから、本日の農業委員会において意見を求めるものでございます。

今後の手続きは、関係機関の意見聴取後、変更案の公告・縦覧を経て、地域計画の変更を公告することにより完了します。なお、変更後は農振除外の手続きに移りますが、その際にも従来どおり農業委員会への意見聴取を必要とします。今回の計画と同じ内容でご意見をいただくこととなりますが、ご了承をお願いいたします。

それでは議案書をご覧ください。農用地区域からの除外等の手続きに伴う地域計画の変更を行うもので、今回は3件あり、神戸地区については農家住宅建築を目的とするもの1件、多賀地区で農家住宅建築を目的とするもの1件、丹原地区で露天駐車場への転用を目的とするもの1件についてでございます。なお、地域計画に記載されている面積の最小単位は0.1ヘクタールであるため、神戸地区及び丹原地区につきましては、今回の変更における地域計画の記載内容に変更はあ

りません。多賀地区につきましては、目標地図に位置付ける者の経営面積が0.1ヘクタール減少しております。以上3件、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今農水振興課の方から説明がありました内容でございますが、よろしくご審議をお願いいたします。委員のみなさん、ご意見、ご異議等ございませんか。

(意見なし)

議 長 関係地区の委員さんからもご意見ありませんか。

(意見なし)

議 長 ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

報告承認案件

議 長 それでは最後になりますが、議案書32ページ、報告承認案件について、事務局から報告をいたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。

令和7年5月16日から、令和7年6月13日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を30件、農地法第4条取下げ願い1件を受理いたしました。また、農地バンクの農地登録を1件行っております。

以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

ただ今事務局より報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ありませんか。

(意見なし)

議 長 ご意見もないようでございますので、以上で報告承認案件は終了いたします。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。この際ですので、委員の皆さんの方から何かご意見等がございましたらお受けしますが、ございませんか。

(意見なし)

議 長 ないようですので以上を持ちまして総会を閉会いたします。慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	地域計画変更に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）	原案承認

9. 閉会の日時

令和7年7月7日 午後3時14分